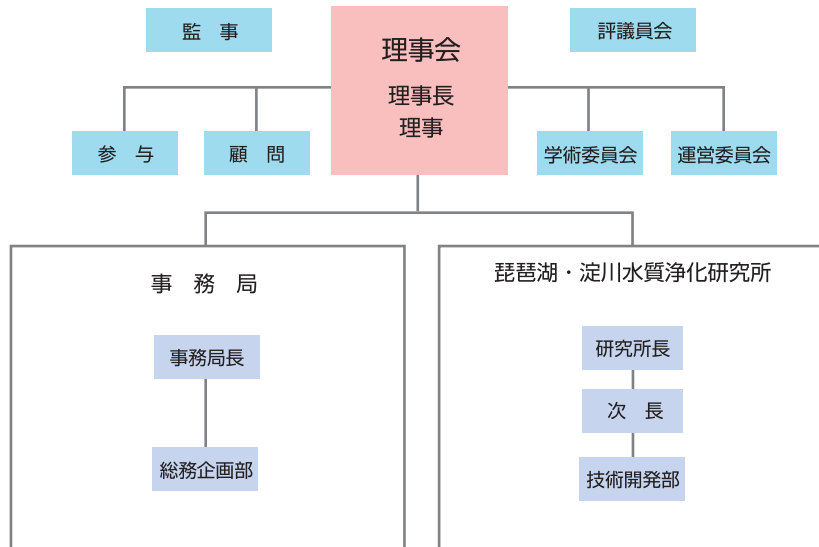


財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構の概要



■ 設立趣旨

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構は、琵琶湖・淀川の水を利用する関係自治体が一体となって水質保全対策に共同で取り組むため、平成5年に建設大臣の許可を得て設立された公益法人で、流域の2府4県3政令市および民間126社等の出捐金の運用収入および事業趣旨に賛同する賛助会員の会費収入等により、水質浄化のための様々な事業活動を推進しています。

■ 設立の経緯

平成5年8月10日 財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構設立発起人会
平成5年8月18日 建設大臣へ設立許可申請
平成5年9月28日 建設大臣設立許可

■ 出捐金

30億円（三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・京都市・大阪市・神戸市ほかより20億円、民間〔126社〕より10億円）

■ 目的

淀川水系における河川・湖沼水の水質浄化技術およびこれに関連する技術に関する研究開発、水質浄化事業の支援等を行うことにより、淀川水系の水質保全に寄与し、もって潤いのある地域社会の形成と、関係住民の生活の向上に資することを目的としています。

■ 事業

財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構は、目的を達成するために、次の事業を行っています。

- (1) 淀川水系における水質浄化技術およびこれに関連する技術に関する研究開発
- (2) 淀川水系における水質浄化事業の支援
- (3) 淀川水系における水質に係わる情報の収集、処理、加工および提供
- (4) 淀川水系における住民および諸団体による河川浄化・愛護活動の支援
- (5) 淀川水系における水質浄化に関する啓発
- (6) 淀川水系における水質浄化技術に関する情報の収集・提供および講習会・研修会の実施
- (7) (1)および(3)に掲げる事業に関する業務の受託
- (8) その他本機構の目的を達成するために必要な事業